

河合町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪に対する抑止力及び治安維持の促進を図り、安全で安心な街づくりを目的として自治会等が行う防犯カメラの設置事業に対し、予算の範囲内において、河合町防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 町に自治会として届け出のあった団体及びそれに準ずると認められる団体をいい、それらの連合体を含むものとする。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所に常設する画像撮影装置で、画像撮影の他、録画、伝送等の機能を有する関連機器で構成されているものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、自治会等がその区域内に防犯カメラを設置する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自治会等の住民合意が形成されていること。
- (2) 「防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン」に適合した防犯カメラの設置及び運用基準を策定していること。
- (3) 防犯カメラの設置場所の所有者等の承諾・許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラの撮影範囲は、道路、公園等の不特定多数の者が利用する公共空間とし、撮影範囲内に住居等の私的空間が含まれる場合には、当該住居等の居住者等の承諾を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置場所に防犯カメラの設置を示す表示物を掲出すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの

購入及び設置工事費並びに防犯カメラの設置を示す表示物に要する費用とする。

2 賃借契約（リース契約）を締結して防犯カメラを設置する場合は、1年間あたりの賃借料（リース料）を補助対象経費とする。

3 次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

(1) 修繕、電気料金、通信料金等の維持管理に要する費用

(2) 防犯カメラ設置場所の地代及び占用料

(3) 既存の防犯カメラの撤去及び処分に関する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、交付する補助金の額は、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 自治会等の住民合意が形成されていることを証する会議録等の写し

(2) 防犯カメラ及び防犯カメラの設置を示す表示物の設置予定場所の位置並びに撮影方向がわかる図面

(3) 防犯カメラ設置場所の所有者、管理者等の承諾書又は許可書の写し

(4) 防犯カメラの撮影範囲に住居や店舗等の私的空間が含まれている場合は、その居住者や管理者等の同意書等の写し

(5) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する規程

(6) 防犯カメラの設置にかかる見積書の写し

(7) 設置を予定している防犯カメラのカタログ又は仕様書

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とみとめるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請の

代表者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の適正な交付のため必要があると認めるときは、当該申請に関して、条件を付することができる。
- 3 町長は、補助金の交付を行わないことを決定した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請の代表者に通知するものとする。

（事業の変更承認申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた自治会等の代表者（以下「補助事業者」という。）は、事業の変更又は中止しようとするときは、事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認・不承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業実施報告）

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、当該事業の完了日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が確認できる支出証拠書類の写し
- (2) 防犯カメラ及び防犯カメラの設置を示す表示物の設置位置がわかる図面
- (3) 防犯カメラ及び防犯カメラの設置を示す表示物の写真
- (4) 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補

助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の適用制限）

第12条 自治会等への補助金交付は、1年度で1回限りとする。

- 2 賃借契約（リース契約）の場合における補助金交付は、当該賃借契約（リース契約）につき1回限りとする。
- 3 補助金の交付は、予算の範囲内で町長が認める件数とする。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過する前において、町長の承認を得ることなく、当該事業で設置した防犯カメラを譲渡や処分をしてはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。